

平成29年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(商工関係)

平成28年7月29日

全 国 知 事 会

1 デフレ経済からの本格的な脱却と持続的な経済成長の実現について

安倍内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められている。

しかし、このところ、海外経済で弱さが見られており、新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱に関する国民投票以降、金融・為替市場は世界的に不安定な動きが増しており、その影響には引き続き注視する必要がある。

こうした中、我が国が、デフレからの本格的な脱却と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融緩和政策、経済対策及び規制改革等の対策が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視した大胆な金融緩和政策に加え、当面は柔軟な姿勢で財政健全化に臨むとともに、財政出動を拡大し、名目GDPを高めることを目指した経済対策を検討・実施すること。

また、政府においては、「産業競争力強化法」に基づく支援や「国家戦略特区」を着実に推進し、民間事業者等が活用しやすい大胆な規制改革、税制の優遇措置などを講じること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 地方産業競争力協議会における議論を適切に国の政策に反映させるとともに、国の経済財政諮問会議や産業競争力会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、計画に定めた事業の推進を図るため総合特区推進調整費の支援期間を延長すること。地域活性化総合特区については、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、国際戦略総合特区と同様に法人税についても軽減すること。
- (3) 電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。
また、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修、建築物の省エネ改修等に対する支援を強化すること。
- (4) 産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。

3 中小企業の振興について

- (1) 依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業・小規模事業者が利用しやすいよう充実するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。
特に、経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の認定要件や業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。
- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、危機対応時等におけるセーフティネット保証に係る保険の補填率の引き上げを行うこと。
- (3) 中小企業政策審議会における「信用補完制度」の在り方の検討に当たっては、金融機関の貸出姿勢の消極化など、中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼすことがないようにするとともに、地方公聴会を実施するなど地方自治体の意見を直接聴取する機会を設定し、その意見を十分に反映すること。
なお、検討の結果、制度変更を伴う場合には、地方自治体による予算編成等に重大な影響を及ぼすことから、実施までに十分な期間が確保されるよう配慮すること。
- (4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実するとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。
また、中小企業による地域資源を活用した新事業展開（地域活性化・農商工連携）を支援する地域中小企業応援ファンドの機能を維持・拡充すること。
- (5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。また、施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じるに当たっては、地域の実情に即し、都道府県の意見をしっかりと反映させるとともに、都道府県が行う小規模事業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図ること。
- (6) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、都道府県知事が実施できるよう検討を進めること。
また、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

- (7) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、金融機関保証の利用促進や事業性評価能力がある商工組合中央金庫を活用した代理貸付などの仕組みづくりを行うことにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付により過大な負担を負っている連帯保証人等に対する対策を講じること。
- (8) 内閣府予算に基づき、各地域で拠点整備がなされている「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」については、平成27年度補正予算の「地方創生加速化交付金」（予算措置10/10）の対象事業と位置付けられているが、引き続き国において、全額財政措置を行うこと。